

産業振興事業メニュー

| 事業名 | 事業内容 | 補助対象者 | 補助金額等 |
|-------------------------------|---|---------------------------------|--|
| 人材育成事業 | | | |
| 事業者および後継者育成・従事者育成 | 事業に従事する者および後継者・従事者を育成するために行う次の内容に伴う経費への支援および助成 ①新技術、知識および資格の取得 ②資質向上の教育 | ①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方 | 補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 30万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回 |
| 起業等支援事業 | | | |
| 新規起業支援 | これまでに事業活動を行っていない方が、次に該当する場合に伴う経費への支援および助成 ①新たに事業を開始する場合 ②町外から移転して町内で事業を開始する場合 | 町内で起業しようとする方で、地域に密着した事業に取り組む方 | 補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回 |
| 異業種進出支援 | すでに事業活動を行っている事業者が、経営基盤強化のため、町内で新たな分野での事業を開始する場合に伴う経費への支援および助成 | ①農林水産業、商工業事業を行う方 ②その他町長が認めた方 | |
| 新製品等開発支援 | 次の事業内容に伴う経費への支援および助成 ①新製品、新技術若しくは新サービスの開発、製品改良または生産方式等の改善に係る危機または設備の導入 ②基礎研究、試用試験その他の試験 | | 補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。 |
| 販路開拓支援 | 販路開拓に伴う経費への支援および助成 ①展示会等の開催 ②展示会等への参加、出展 ③専門コンサルタントへの委託等 | | 補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 150万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。 |
| デザイン開発支援 | 新製品のデザイン開発または既製品デザインの改善をする場合に伴う経費への支援および助成 | | 補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 50万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。 |
| 民有林植林奨励事業 | 町内の山林に植林する経費への助成 | 町内に住所ならびに土地を有する方 | 補助金額 1ヘクタールあたり5万円以内 交付回数 ただし、1年間の民有林植林奨励事業補助総額は500万円を限度とする。 |
| 商店街活性化事業 | | | |
| 店舗改修等支援 | 次に掲げる要件に該当し、町内に在する老朽化した店舗の改修又は移転費用の一部を助成 ①現在の店舗で事業を開始して5年が経過していること ②これまで豊頃町産業振興事業補助金を受けていないこと ③商工会に加入し、経営指導員の指導を受けていること ④改修又は移転完了後、5年以上継続して営業すること | 市街地において小売業又は飲食店事業を行う者 | 補助金額 補助対象経費の2分の1以内 総額 300万円以内 交付回数 同一事業者につき年1回。ただし、同一事業を継続して行う場合は、最長3年まで補助。 |
| 特別支援事業 ※平成27年度新規追加メニュー | | | |
| 名品づくり支援事業 | 町内の地域資源(農水産品、歴史・文化・観光資源等)を活用した新商品の開発や既存商品の改良に要する経費について、その一部を支援および助成する。 | 町内に事業所を有する中小企業者又は町民団体、町民個人 | 補助金額は、補助対象経費の10分の10以内とし、限度額は100万円とする。事業期間は単年度とする。 |

※この表に該当する事業において、町以外の国、道、その他団体から補助金等の交付を受ける場合については、当該補助対象経費から当該補助金等の交付額を減じた額を補助対象経費とする。

☆上記記載のほか、諸要件がございますので詳細はお問合せください。

町立茂岩保育所の保育料(利用者負担額)を次のように改定しました

(単位:円)

| 階層 | 各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分 | 保険料(利用者負担額)月額 | | | |
|-------|--|----------------|----------------|----------------|----------------|
| | | 3歳未満児 | | 3歳以上児 | |
| | | 保育標準時間 | 保育短時間 | 保育標準時間 | 保育短時間 |
| 第1階層 | 生活保護世帯 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 第2階層 | 市町村民税非課税世帯(母子世帯等・在宅障害児・者のいる世帯) | 5,000(0) | 5,000(0) | 4,000(0) | 4,000(0) |
| 第3階層 | 市町村民税均等割額のみ世帯(母子世帯等・在宅障害児・者のいる世帯) | 12,000(11,000) | 11,700(10,700) | 7,500(6,500) | 7,300(6,300) |
| 第4階層 | 市町村民税所得割課税額48,600円未満(母子世帯等・在宅障害児・者のいる世帯) | 16,000(15,000) | 15,700(14,700) | 13,000(12,000) | 12,700(11,700) |
| 第5階層 | 第1階層を除き市町村民税の額の区分が次の区分に該当する世帯 | 21,000 | 20,600 | 18,000 | 17,600 |
| 第6階層 | 市町村民税所得割課税額48,600円以上 97,000円未満 | 30,000 | 29,400 | 27,000 | 26,500 |
| 第7階層 | 市町村民税所得割課税額169,000円以上 235,000円未満 | 40,000 | 39,300 | 31,500 | 30,900 |
| 第8階層 | 市町村民税所得割課税額235,000円以上 301,000円未満 | 49,000 | 48,100 | 31,500 | 30,900 |
| 第9階層 | 市町村民税所得割課税額301,000円以上 397,000円未満 | 57,000 | 56,000 | 31,500 | 30,900 |
| 第10階層 | 市町村民税所得割課税額397,000円以上 | 67,000 | 65,800 | 31,500 | 30,900 |

★保育標準時間、保育短時間は、保護者の就労時間等により認定された区分です。
★同一世帯から2人以上の児童が利用している場合の保育料(利用者負担額)は、年長の児童から順に2人目を2分の1の額とし、3人目以降については無料とします。
★保育料(利用者負担額)は、毎年4月分から8月分までは前年度の市町村民税の額、9月分以降は当該年度の市町村民税の額で算定する。

問合せ先 **こどもプラザとよころ ☎(574) 3932**

新しいメニューが追加になりました

豊頃町産業振興事業補助金

平成27年度産業振興事業の応募を受付します。
募集内容は次のとおりですので、新たな取り組みなどを計画されている方は、企画課町づくり推進係にご相談のうえ応募ください。
また、平成27年度より新しいメニュー(名品づくり支援事業)が追加となりました。

新メニュー『名品づくり支援事業』

- 目的**
本事業は、豊頃町にある地域資源を有効活用し、産業の6次化をはじめとする新しい特産品を開発することにより、地域活性化を積極的に推進することを目的に実施します。
- 補助対象者**
町内の地域資源を活用した新商品開発等を行なう町内に事業所を有する中小企業者又は町民団体、町民個人
※過去に産業振興事業補助金を受けた者も対象とする。ただし、過去に産業振興事業補助金の対象として行った事業と同様の内容又は目的で事業を実施する場合は対象外とする。(例:イベント出展、設備更新など)
- 補助金額**
補助上限額:100万円
補助率:補助対象経費の10/10以内
※平成26年度補正予算額500万円の範囲内で実施します。
- 事業対象者募集期間**
平成27年4月13日(月)~5月29日(金)
- 事業採択の方法**
審査会において書面審査により事業採択を行ないます。
- 補助対象経費**
町内の地域資源を活用した新商品の開発や既存商品の改良(新しい付加価値を付け、既存のものとは一線を画す様な改良に限ります。)に要する経費に限ります。
- 補助事業期間**
交付決定日から平成27年12月末日(事業期間が途中で終了する場合は、事業期間終了日)までとなります。補助事業期間外に行った事業や支払われた経費等については、原則、補助対象となりません。
なお、平成28年1月に『名品発表会』を開催します。それまでに名品を開発する必要があります。

あなたの構想をお聞かせください!
案の段階でも構いませんのでお気軽にご相談を!

問合せ先 **役場企画課町づくり推進係 ☎(574) 2216**

▼豊頃町産業振興事業補助金 広報とよころ

▼豊頃町産業振興事業補助金 広報とよころ

役場だより

役場だより